

令和4年度の環境監視の結果について（公表）

福岡市では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、大気、水質等の環境の状況について監視を行っています。

令和4年度の環境監視の結果がまとまりましたので公表します。

1 大気 (P1～P8)

- ・一般環境大気測定局（一般局）8局、自動車排出ガス測定局（自排局）8局の計16局で大気の状態を監視しています。
- ・二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しました。
- ・微小粒子状物質（PM2.5）については、測定を行っている全9局で環境基準を達成しました。なお、微小粒子状物質（PM2.5）を構成している成分については、有機炭素が最も多く24%でした。
- ・光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。

2 水質 (P9～P24)

- ・河川は、11水系14河川の環境基準点19地点で調査を実施し、BOD[※]（生物化学的酸素要求量）は、全ての地点で、環境基準を達成しました。
- ・博多湾は、東部、中部、西部3海域の環境基準点8地点で調査を実施し、COD[※]（化学的酸素要求量）は、西部海域の2地点で環境基準を達成しました。全窒素及び全りんは、全ての海域で環境基準を達成しました。
- ・地下水は、全市的な状況を把握するための「概況調査」において13井戸を調査し、1井戸で砒素が環境基準を超過しました。基準超過が確認された井戸の周辺で調査を実施した結果、周辺井戸での基準超過は確認されませんでした。専門家の意見を踏まえ、地質由来の自然的原因と推定しました。環境基準を過去に超過した井戸等を経年的に監視する「継続監視調査」においては、23井戸を調査し、8井戸で環境基準を達成しませんでした。

※ BOD、COD：BODは河川、CODは海域、いずれも水の汚れ度合を示す指標で、水中に含まれる有機物の量が多いほど値が大きくなり、汚れていることを示します。

3 騒音 (P25～P30)

- ・自動車騒音は、主要幹線道路521区間の沿道にある住居等における騒音の状況を評価し、95.9%の住居等で昼間・夜間とも環境基準を達成しました。
- ・航空機騒音は、空港周辺7地点で測定し、6地点で環境基準を達成しました。
- ・新幹線鉄道騒音は、山陽新幹線、九州新幹線の計6地域11地点で測定し、6地点で環境基準を達成しました。

4 化学物質等 (P31～P36)

- ・ダイオキシン類は、大気7地点、公共用水域の水質・底質14地点、地下水1地点及び土壌1地点について調査し、全ての地点で環境基準を達成しました。
- ・有害大気汚染物質は、大気測定局4地点で測定し、全ての地点で環境基準等を達成しました。